

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年7月29日(火) 午前9時30分開議

2. 場 所 第3・4委員会室

3. 出席委員

委員長	松	野	豊
副委員長	藤	井	俊行
委員	酒	井	睦夫
//	戸	部	源房
//	田	中	美恵子
//	乾		紳一郎
//	高	橋	ミツ子
//	伊	藤	實
//	田	中	人実

4. 欠席委員 な し

5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長

6. 傍聴議員

	堀	勇	一	議員
	青	野	直	議員
	関	口	和恵	議員
	中	村	好夫	議員

7. 出席事務局員

事務局長	秋	山	純
事務局次長	倉	田	繁夫
事務局次長補佐	仲	田	道弘
主 査	竹	内	繁教

8. 参考人

早稲田大学マニフェスト研究所 研究員 草間 剛

9. 報告事項

第1 「議会基本条例」集中講座について

第2 第6回（7月2日）特別委員会会議録について

第3 第7回（7月9日）特別委員会会議録について

第4 第7回特別委員会での調査事項について

※全国17の市議会で本会議での自由討議を実施している

※北海道福島町での自己評価の実施背景・経緯・反響について

10. 協議事項

(1) 「議会基本条例集中講座」総括について

(2) 条例に盛り込みたい項目について

(3) 今後のスケジュールについて

開会 午前 9時33分

松野豊委員長 それでは、ただいまから第8回議会基本条例策定特別委員会を開会します。

本日の出席を御報告いたします。ただいまのところ出席委員全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第書でございます。A4、1枚でお配りをしております。それから、7月9日開催の特別委員会の会議録でございます。

それから、本日配付はしてありませんが、事前に配付をしておりました、7月9日にお配りをいたしました一覧表を使って、本日も次第に沿って会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速2番、報告及び確認事項ということで、(1)、「議会基本条例」集中講座について御報告を申し上げます。

去る7月11日に議会基本条例策定特別委員会主催で勉強会を行いました。参加者は総勢で78名でございました。そのうち議員が25名、市民の方が15名、職員が38名ということで、盛会に終わりましたことを御報告を申し上げます。この集中講座につきましては、後ほど協議事項の中で、少し皆様に御感想等振り返りいただければなというふうに思っております。

(1)についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、(2)、第6回(7月2日)特別委員会会議録についてでございます。各委員には事前に電子メール及び郵送にて既にお配りをさせていただいております。本日ホームページへの掲載について御了承いただくことになっておりますが、議事録のほう、特に変更点等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、7月2日の議事録につきましては御承認をいただいたということで、本日早速議会のホームページのほうにアップをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから第7回、本日お配りしております7月9日分の特別委員会の会議録につきましては、本日委員の方にお持ち帰りをいただきまして、ちょっと日程が、もうあさってまたもう一度この特別委員会、7月31日に開催をいたしますけれども、そのあさっての特別委員会までにお目通しをいただきまして、ホームページ掲載の御了承をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(3)についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 (4)です。第7回特別委員会での調査事項についてですが、全国17の市議会で本会議の自由討議を実施しているということが酒井委員のほうからございましたが、ちょっとこちら

で調べてみたのですが、記載の記事といたしますか、ガバナンスのほうにはちょっと見当たらなかったものですから、もし酒井委員のほうで記事があれば、また別途お持ちいただければというふうに思います。済みません、よろしくお願いします。

それから、北海道福島町での自己評価実施背景、経緯、反響については、これにつきましては専門的知見、参考人で御参加いただいております草間研究員のほうから御報告をいただければと思います。よろしくお願いします。

草間研究員 皆さんおはようございます。草間でございます。御依頼のございました北海道福島町議会における自己評価の実施背景、経緯、反響についてということでございますけれども、こちら福島町議会の場合は、私も実は福島町に伺わせていただいて、ちょっとした応援をさせていただいた次第なのですけれども、議会評価と議員評価、この2つを導入しているのが北海道福島町議会でございます。

議員評価というのは、議員それぞれの方々が一人一人の評価を、こちら任意でございますけれども、評価結果の提出は強制するものではないというふうに定めておりますので、あくまで任意で皆様に出していただいて、それを町議会のホームページで公表しているのが議員の評価でございます。議会評価、議会そのものの評価というのは、こちら議会運営委員会で評価いただいて、それを年1回発表いただくというのが、こちら福島町議会の議会評価というふうになっております。

それで、導入の背景なのですけれども、こちら今議長されている溝部幸基議長という方で、議会議務局長の石堂様に、また皆様からの御依頼があったときに念のため確認させていただきましたところ、やはり議員の評価、議会評価、両方にとって共通することは、皆様、特に議会の方々は、4年に1回の評価というのを選挙という形で行われてはいるのですけれども、例えば行政、執行部側は1年に1回行政評価というのを行うところが多くなってまいりまして、その議会の評価というのを、これは執行部側と一緒に、年間を通じてまず自分たち自ら振り返って来年の活動につなげていくという自己作用が一つ、それから有権者の方々、町民の方々に、自分たちの活動を広く知っていただくというのがもう一つございますということでございます。

また、これは副次的なものなのですけれども、こちら議員の評価というのは何をされているかといいますと、評価項目というのがございまして、こちら詳細にわたるので簡単に説明させていただきますけれども、まずその行政分野の取り組み、財政分野の取り組み、経済分野の取り組み、福祉分野の取り組み、教育分野の取り組み、その他の取り組みという政策ごとの取り組みのほかに、態度評価、こちら議会の出席率や欠席日数でございます。それから監視評価、これは一般質問、討論、質疑などで行政執行をチェックしたか、一般質問回数、討論回数、質疑回数などの監視評価、これが2番目。3点目といたしまして政策提言評価です。こちらは一般質問の内容、質疑の内容、条例提案を自分で御判断いただいて評価いただくということになっております。また、政策実現評価、選挙公約の有無、選挙公約の質、内容、達成度、町民要望の達成を1年間でどのぐらい達成したか

というのを自分で振り返っていただく。

また自治活動、議会改革の取り組み評価といひまして、議会報告をしているか、地域活動の参加をしているか、まちづくりの貢献しているかなど、また町民ニーズをどのように把握しているかというのを、こちらでも御自分で評価いただいて、1年間に1回、任意で御提出いただくというのが議員評価になっておりまして、これをやったことについて大きな成果というのが、議長がおっしゃるには、まず一つは議員の出席日数が変わったというふうにおっしゃっておられました。こちら5,000人の町でございまして、議員の方々の意識も、もしかしたらちょっとこちらとは違うものがあったのかもしれませんが、これを行うことによって、公式行事、また議会行事、また議会への出席が皆様非常にそれを気にされて出るようになったというのが一つ副次的な効果であったというふうには議長がおっしゃっております。また、有権者の方々にも議員の方々の活動を振り返っていただくいい機会にはなっているということで、概ね議会においても、また町民の方々にはアンケートというか、住民報告会やられていますので、その際には非常に大きな評価をいただいているというのが北海道福島町議会の実情でございました。

以上で報告させていただきます。

松野豊委員長 ありがとうございます。

何か御質問等ございましたら、委員の方向か。

酒井委員。

酒井睦夫委員 北海道の福島町の資料を私も読んで、非常にいい取り組みだというふうには認識しているのですが、その結果、よその自治体で同じような動きというのは、草間さんのつかんでおられる範囲で結構なのですが、右に倣えて、同じようにやろうとしているところがあれば、ちょっと御紹介いただきたいと思ひます。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 まず、北海道福島町議会の議会評価が、これが全国的に評価されるようになったのが昨今でございまして、私どもが主催させていただいているそのマニフェスト大賞など、昨年最優秀成果賞をとっていただいて、ガバナンスやグローバルにも掲載されるようになりまして、視察も実はその北海道栗山町議会に比べますと、栗山町はもう既に2,000件を超えているのですが、福島町の場合は、まだそこまで視察をされていないところが多うございまして、ただ福島町議会が参考にされたというのが、実は個人の議員の方とかオンブズマンを参考にされてつくっております。例えば、元矢板市議、これは栃木県だと思ひますけれども、その宮沢様という方が開かれた議会をつくる会というのをやられておりまして、そこで地方議員評価試案や議会の評価というのを活発にやられていまして、この溝部議長がその議員の方にお聞きしてやられたという経緯がございまして。議員個人としてやっぱり評価をやられているのはホームページ等であるのですが、議会全体でこの議会評価や、またその議員の皆様の評価を、例えば福島町のようにホームページにアッ

ブするという事例はまだ私どものほうではつかんでおりません。検討されている議会は多々あるというふうには確認は、議長のお言葉からかきりと確認はしておりますけれども、実施には至っていないのが実情だと思います。

以上です。

松野豊委員長 ありがとうございます。

ほかございますでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 今草間研究員の発言の中にも、オンブズマンの活動なんかを参考にしているということで、これは酒井さんもこれまでの中の議論で出されているのですけれども、の市民の議員評価というの、かなり今多摩地区なんかで結構広がっているというふうに聞いております。それで、そういうところで議会の自己評価というふうな動きというのが出ているのか出ていないのか、その辺はわかりますでしょうか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 先ほどの発言に通じるのですけれども、議会評価をやったということは、福島町議会のところで、しっかりしたところはちょっと私どもまだつかんでおりません。ただ、おっしゃるように、多摩地区でのオンブズマンの活動、またその全国的な議員、福島町の成果によって波及されている視察などを含めると、多くの議会で検討されることは非常に予想されることでございます。以上でございます。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、3番、協議事項に入りたいと思います。

(1)、「議会基本条例集中講座」総括についてということで、7月11日に、本日お越しいただいている草間研究員、それから京丹後市の大同議長、それから三重県議会の前議長の岩名議員、それから元全国市議会議長会調査広報部長で大学講師の加藤先生にお越しいただきまして、議会基本条例に関する集中講座を開催をさせていただきました。この講義を受けて、実施しての御感想でも結構ですし、例えばこういうところが参考になったと、当市でも取り入れたらいいのではないかなというような御意見等ございましたら、委員の方から御発言をいただければというふうに思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 1日4講義で、大変きつかったのはきつかったのですけれども、集中して、特に全体の全国的な流れと、それから議会改革の流れから議会基本条例をどう見るのかということと、それと県と市の段階での先進的な事例ということで、それぞれがそれぞれの角度からの話でしたので、非常に1日で集中してやったのはよかったかなというふうに思います。

ただ、残念ながら、もう少し質疑応答ができるようなことがあったらよかったかなというのは率

直に思っていて、今回は市民の皆さん、それから職員にも広がった形で、聞くことを中心に、学ぶことを中心にやったのですけれども、委員会の真意を、審議というか、その議論をその中でやるというふうなことも今後考えていったほうがいいのかもかもしれない。やっぱり質問したいことがありましたし、そうした点について委員会の中で議論してみたらおもしろいのではないかというふうなことを思いましたので、今後またこういうことが検討されるようでしたら、そういうものを生かしていただきたいというふうに思います。

それと、個別の事例の問題でいきますと、京丹後市の議長さんが話しておられましたけれども、アンケートをやっていますよね。草間さんのほうからも、市民に開かれた中で準備を進めているということでやってきたということで紹介されましたけれども、どうしても今流山市の市議会で進めている状況でいうと、来年の3月という時間的なものがあるって、なかなか市民の皆さんの声を、我々自身も議会に対する思いとかというのを把握するのが弱いというふうなことがあるので、そのアンケートというのは一つの、懇談会をいろいろやればいいのですけれども、それがなかなか難しいということであれば、アンケートというのも今後やっぱり考えていく必要があるのかなというふうに思いました。それは、東京の多摩市の市議会でも今議会基本条例作成しているのですけれども、ここでもアンケートをとって、議会について市民がどういうふうに考えているのかということをかなりつかみながらやっているのです。そこの作業がちょっとやっぱり今の私たちには足りない部分で、ここをどうするかということは、私もこれからのスケジュールの中で提案したいなというふうに思っています。

今のところそんなところです。

松野豊委員長 ありがとうございます。

質疑応答に関しては、多分講師の方が大体1時間半ぐらいしゃべられまして、質疑応答は時間という30分から40分とっていたのですけれども、質問が非常に多かったので、今後は例えば1時間ぐらい講師の方にしゃべっていただいて、質疑応答を1時間ぐらい設けてしまうというのも一つのやり方かなというふうに思います。

それから、多摩市議会の市民アンケートは一応僕の手元にありますので、また後ほど御参考までに配付をしたいと思います。それから、多摩市議会は、全部でこのアンケートにかかったお金が21万2,565円という、職員の方がかなり御苦労されたみたいですが、非常に安いお金で、手づくりで、本当に簡単なものですが、これはまた後日委員会で研究をしたいなというふうに思います。

ほか御感想、御意見等、いかがでございましょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 私は、講演を聞きまして、全体的にやはり議会基本条例、これをつくり上げる過程が非常に大事だなと。その前に、議会改革というのをそれぞれやってきておりますし、またつくと

きの動機、それからつくり上げるまでの過程、ここら辺が非常に大事だなと感じました。流山市もそれなりに議会改革をやってきており、また1年間という短い期間ですけれども、議会基本条例をつくと。特別委員会をつくっているわけですけれども、そこら辺が非常に参考になりました。

それから、議会基本条例を作成した後、それをいかに実施するか、いかに市民との情報公開を一般化し、市民に開かれた議会としてやっていくのかと、ここら辺が非常に大事だなと。今回基本条例作成のためにやっておりますけれども、その後も大事だなということを強く感じました。

また、それぞれ議会基本条例、一般的にどういうことがというのは大体の共通点はあるのですが、それぞれのつくられたところで独自性を持っていると、こういうことも非常に参考になりました。そういうようなことを生かして、議会基本条例の作成、それに向かっていきたいなと、そういうふうに思っています。

特に、やはり議会、市民に公開された議会、これがやっぱり非常に難しいなと。ここら辺をどういうふうにやっていくのか。先ほど福島町のことがございましたよね。あれはそのほかにも議会報告とかいろいろございますけれども、そこら辺をどういうふうにやっていくのかなと。また、それがやはり開かれた議会ということで、市民とともに行政を監視し、あるいは提案をし、まちづくりを進めていくという上で大変大切なことだなということを思いましたので、その点を特に、議会基本条例つくる場合は、そこら辺を注視していきたいと。

それからもう一つは、議会基本条例つくっても、実際問題は事務局とか、あるいは人事の問題も、これは行政任せなのですよね。そこら辺の改革をいかにできるのか、予算も含めてですけれども、ここら辺をやっていかないと、実質つくってもなかなか裏づけがないということで、なかなか進まないのではないかなと。ですから、ここら辺の事務局の問題、そこら辺もしっかりととらえて、これは行政との、やはり独立ということですから、これは従属ではありませんので、そこら辺の問題をいかに担保していくのか、ここら辺が重要なこと。その2点について強く感じました。

松野豊委員長 ありがとうございました。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 私は、やはり時期的によかったのではないかなというのは強く感じました。というのは、やっぱり3月上程を目指している中で、6回、7回と回を重ねてきて、今盛り込むべき事項を皆さんで選択しているところですよ。そういった中で、ちょうど時期的にこの集中講座を開催したことには、それなりの評価できるのではないかなというふうに思うし、私自身も1講座1質問ぐらいの感じで、心を持って参加しました。それで、これから本格的に条例づくりに取り組むわけですから、この4名の方の生の声、そして学ぶべき、参考にすべきところの話をさせていただいた、この委員長の選択も私はよかったというふうに考えております。これからが正念場というか、真剣になって各事項について皆さんで協議していくということがしっかりと取り組めればなおいのかなというふうに思いました。率直な感想です。

松野豊委員長 ありがとうございます。

酒井委員。

酒井睦夫委員 総括としては大変よかった。タイミング的にも、講師の人選もね。そのことは本当に評価します。よそから学ぶというのは、こっちが出かけて行って視察に行くか来てもらうかどっちかですが、普通こっちから出かけることが多いのですけれども、来てもらうというのも一つの方法だなというように感じました。それで、京丹後でまほろばというこの冊子を、私これ読んで、一種のカルチャーショックですよ、これは。これだけ立派な冊子を年4回出されると、普通は新聞大のもですね、流山も含めて。こういうことはやっぱり自分たちの政策に生かさなければいけない、こういう事例も学べるということで、改めてよその市の実態を調査する、勉強するということが大事だというふうに思ったのです。

全体の評価は非常によかったのですけれども、一点私が気になったのは、講師が次から次から変わって質問をやるのですが、質問をする人が四、五人で、同じ人が質問しているのですよ、大体毎回。本当は、もっと別の人で質問する人がいたはずなのです。例えば行政側の人もたくさん出ておられたけれども、議会のことだからというのでちょっと遠慮して質問出なかったということもあるかもしれない。それから、市民の方がたくさん出ておられたけれども、市民の方はそもそも傍聴席なんか準備されたでしょう。傍聴席なんかではなくて、実際には前に来てくださいと議長が動員されて、前に座ってもらったのだけれども、最初から傍聴席なんかではなくて、ああいう教室形式であれば、市民はむしろ一番前に座ってもらうとか、そういう配慮をして、市民は相当質問があったと思いますよ、本当言えば。だから、そういう質問を特定の議員に偏ることのない、みんなが質問できるような配慮がもうちょっとあったほうがよかったかなというのが私自身の反省です。

松野豊委員長 ありがとうございます。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 私も思っていたことで、反省しなければいけないというところは酒井さんと似ているのですけれども、市民の皆さんに来ていただいて、最初入ったときに、私たち議員が主催だから、前でいいかなとは一瞬思ったのですが、執行部が先で、後ろが市民でって、何となくそういう感じしたのね。やっぱり市民に自由に参加していただいて、一緒に学んで、勉強してもらって、議会の内容、今どうあるべきかというのを一緒に考えるのであれば、やはり市民の皆さんを前のほうに持ってきていただいて、その次執行部、執行部に申しわけないけれども、でも市民参加ということで来ていただいたら、やっぱり市民を優先にするということは、これからちょっと考えていったほうがいいのではないかなというのは気がついた、それは今後皆さんで考えていきたいというふうに思います。

松野豊委員長 田中美恵子委員。

田中美恵子委員 1日で大変勉強になったのですけれども、やはりこれを総まとめにして、一番バー

スになるということは、市民に身近な信頼される議会をつくるということ、そして市民と協働のまちづくりを推進すること、そして議会は市民にわかりやすい議会運営をつくる、そういうのが一番ベースになっているのではないかなと思ったのです。これからまたそれをもとにして勉強していきたいと思います。

松野豊委員長 ありがとうございます。

伊藤委員。

伊藤貴委員 この間の非常に参考になったと思います。皆さんの御意見も同じだと思うのですが、やはりただ今回4人入ったものですから、それぞれの立場で御苦労があって、今がある。流山としては、どこかのエキスを吸い上げればやりやすいかなという雰囲気があったのではないかなと思うのですが、やはりここまで至ったプロセスがすごいですよね。先般うちの会派で、よその県で、テーマは違いますけれども、そこにごみの関係とかいろいろ行ったのですけれども、やはりすごいのは、時間をかけてやっていますよね。何となく流山ってせっかちが多いのか何か知らないけれども、すれすれに通すような提案の仕方が多いでしょう。だから、そういうふう to 考えれば、こういう皆さんの苦労がやはりこの特別委員会で生かされればいいのではないかなと思います。

それから、質問云々の話がありましたが、市民であれ、議員であれ、執行部であれ、構わないと思うのですが、それは質問したからどうのこうの、しないからどうのこうののではないと私は思います。これは、それぞれの立場で理解していただければいいのかなというふうに感じます。

以上です。

松野豊委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、振り返りはこの程度にさせていただきたいと思います。幾つか反省すべき点も御意見としてございましたので、今後また10月4日にはシンポジウムもございますし、10月25日、それから11月15日には市民の方々との意見交換会がございますので、このときの運営に少し生かしたいなというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、(2)、条例に盛り込みたい項目についてということで、前回の続き、16番から入っていききたいと思います。

前回は、1番から15番まで一つ一つ議論を盛り込むべきか、条例に要するに盛り込むのか盛り込まないのかということで議論を1項目ずつ審議をしまいましたが、きょうも16番以降、若干前回議論した項目と重なっているものもありますけれども、その辺は御考慮いただきながら、1項目ずつ盛り込むのか盛り込まないのか、盛り込むとすればなぜそれが必要なのかということも含めまして議論をしていきたいと思います。

16番ですが、議会、議会事務局の体制整備と強化ということで、提案時の具体的構成内容としては、議会事務局の充実という意味で民間活用することが重要ではないかということと、法令

専門職、既に1名職員の中で法令専門職の方がいらっしゃいますが、もう一名ぐらい将来的には追加してもいいのではないかと。それから、議会の招集権、議会を開催しますよと、招集しますよとすることは、現在市長にしかその議会を開催しますよ、議員さん招集、集まってくださいということが、権利が市長にしかないですが、二元代表制なのだから、これを議長にも付与してもいいのではないかと。

それから、議会の予算、議会費、議会にかかわる議会費の予算、それから人事権、事務局の人事権ということだと思いますが、これも議長に付与する、あるいは執行部としっかり交渉ができるようにすべきではないかと。それから一般会議、ここで言う一般会議というのは、前回は議論しましたが、いわゆる市民報告会的なというか、市民の方との議会の報告会という意味の一般会議ですが、の設置、それから議会事務局の体制整備、調査、法務担当者の強化、議会図書室の設置、ここにも図書室ありますが、図書室の充実という意味かと思えます。公開図書室の設置、住民公開、市民の方でも図書室が自由に使えるようにするべきではないかということかと思えます。それから、議員研修の充実強化、議会広報の強化ということで、主に御提案時には出ておりました。

関連法規は流山市議会事務局設置条例ということになります。その他自治法でいうと101条の招集権のところと112条の1の予算提案権は長に専任されていると、専権があるということが112条の1でうたわれておりますが、それから法の138条の1の第3号、議会事務局の任意設置ということで、関連法規でございます。この件について御意見いただければと思います。

戸部委員。

戸部源房委員 議会の問題なのですけれども、今二元代表制になっておりますけれども、実際問題は二元代表制ではないのですよね、実質問題は。議会の招集権も市長が持っており、それから議会事務局の人事権も、予算の編成権も市長が持っているわけですよね。それで、実際問題我々は二元代表制をしっかりとやっていくためにということで議会基本条例を制定しておりますし、また市民にもはっきり伝えるということで今やっておるわけですが、こういう問題をはっきりしておいたほうがいいと。私は、議会については招集権、議長に付与してもいいのではないかと。それから、議会の予算については去年からやっていますけれども、もうちょっとしっかりと予算を、行政と交渉して予算をとると。

それから人事権についても、実際問題、議会事務局一生懸命やっていますけれども、ほかのところの市も聞きますと、やはり議会事務局で専任で6年、7年いないと、議会のあれがうまくいかないということもありますので、この人事権についてもしっかりとらえておく必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、議会事務局の体制整備ですけれども、実際問題、流山市においては条例が大体年に1本ぐらいですね、議会から出ているのが、今のところね。去年が子ども条例ですか。今回は、やぶ蛇ですけれども、共同墓地のあれも出たということで、そういう状態ですけれども、なかなかこれ

をさらに広げていくというのは、なかなか問題があるのです。これは議員それぞれの質的なアップとか、あるいは調査等々も必要ですけれども、やはりそれを補佐する人間がどうしても必要になる。市長の場合は、市長のほかにも1,000名いるわけですよね。我々は1人のほかにも事務局10名ですね、今ね。それでは徹底的に問題があるということで、ここら辺の問題を、法令専門職の追加も含めて、次にある政策の調査研究の問題もごさいませけれども、そこら辺も含めて体制を整備していく必要があるかなというふうに思います。

それから、議会広報の問題なのですけれども、議会広報の場合も、議会の活動を全面的に訴えるということにはっていないわけですよね。ページ数が限られて、予算が限られているという状態の中からも年に2回と、それでページ数は限られているということで、一般質問でも3つやっても1つしかできない。あるいは常任委員会の報告も非常に結論だけと。視察なんかは全くできていないというような状況なので、ここら辺の問題ももっと強化する必要があるのではないかなと。これは、市民との情報の共有化と、それから議員は何やっているのだというような市民の批判もありますから、ここら辺の問題も強化していく必要があるかなということで、私は主にこの3点に絞って、ぜひ項目に入れていただきたいと。そのほかの要素もあるかと思ひますけれども、ぜひお願いしたいということです。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 これは意見ではなくて、草間研究員に質問なのですが、この辺の二元代表制と、今戸部さんがおっしゃった現実の問題、ここに基本条例に書き込んだとしても、それが実際にそのように実施されなければ意味がないと思うのです。この辺のところの全国の事例がちょっとわかりましたら、これを書き込んだことによって実際にどう変わってきたとか、その辺を教えてくださいたいと思います。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 まず、議会、議会事務局の体制整備と強化に関する全国事例の何か変わったかという御質問だったと思うのですけれども、というか、今の御議論の中でのということですか。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 済みません。議長の招集権とか、それから議会の予算、人事権を議長に付与とか、この16番のいろいろ項目ありますね。それから議会事務局の体制整備、この辺の点についてです。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 まず、議会の招集権につきましては、これは自治法の改正が必要でございまして、これは現在地方制度調査会等の国の機関で検討している最中でございまして、これはちょっと議会基本条例に加えていただくわけにはいかないというふうに思います。

また、議会の予算、人事権という、議長に付与ということなのですけれども、そもそも自治法の中では、往々にして議長には議会事務局の人事権はあるという解釈はあるのですけれども、実際の

運用として、それは今のところできないというふうになっておりますので、ここの踏み込み方に関しましては御議論あると思えますけれども、議会基本条例の中に、事務局人事を議長権に付与という文言は今のところ私は拝見させていただいておりません。

ただし、三重県議会の基本条例を見ていただくと、その25条に、第2項にございまして、第1項が議会は議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。これはほかの議会でも見受けられる条文でございまして、第2項で、議会は専門的な知識、経験等を有するものを、任期を定めて議会事務局職員として採用する等、議会事務局体制の充実を図ることができるというふうに規定しております。これが三重県議会の基本条例の中で規定しているものでございます。こういう議会もあれば、ご案内のとおり北海道栗山町のように、財政的に厳しいところにつきましては、これは13条でございませうけれども、議会は議会及び議員の政策形成立案機能を高めるため、議会事務局の調査、法務機能を積極的に強化する。なお、当分の間は執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するというふうに定めておりますが、これは各議会によって考え方が違います。三重県議会の場合は、御案内のとおり改革が既に進んでございまして、その中でこういう考え方もあるのではないかとということで盛り込まれたと思うのですけれども、また議会基本条例の中で云々ということもあるのですけれども、議会局と、または地元大学との研究機関との連携というのは、非常に今後参考に、また専門的知見の活用等も含めまして、非常に有効なものではないかというふうに考えてございまして、例えば現在の地政調の委員でございまして江藤先生は、山梨学院大学の教授なのですけれども、山梨県のある町の議会と年間100万円を契約いたしまして、その議会の調査等の補佐をその大学、江藤先生とその江藤先生の学生の皆様がそれを行うということも実際にやられておりますので、私も大学院生のころ江刺市議会に行きまして、その議会事務局の方を取材して、その江刺地産地消条例のお手伝いをさせていただきましたので、特にこの首都圏の議会におきましては、そういった研究機関等の交流も含めまして、この調査機能は非常に高められる可能性がありますし、それを議会基本条例の中で、表現は考えようですけれども、かなえることは可能だと思います。私の主観ですと、議会事務局の人事権については、三重県のような書き方がちょっと限界かなというふうに考えております。

以上でございます。

松野豊委員長　つまり自治法に踏み込んだ条例というのは今のところ、草間研究員の研究、その中で、把握している中ではないということですか。

草間研究員　そうです。三重県のその第2項ちょっとどうなのかなということがあると思えますけれども、一番踏み込んでいるのがこの三重県の。

松野豊委員長　25条の議会は専門的な知識、経験等を有する者を任期を定めて議会事務局の職員として採用するなど、議会事務局体制の充実を図ることができるというところですね。ちなみに、御

参考までに、地方自治法第138条で言うと、都道府県の議会に事務局を置くとありまして、以降2、3、4、5、6、7、8項までありまして、5項かな、事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免するということにはなっているようです。

田中人実委員。

田中人実委員 私が言いたいのは、議会が自らの改革の意欲として、この辺を書き込みたいという気持ちはわかりますよ。ですけれども、現実に対応できないことをやはり書いても、これは難しいのではないかなと。書き方もありますけれども。この辺はやっぱりきちんと冷静に判断してこの辺は書き込んだほうがいいのではないかなと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 まず、ここに出ている項目の中で、提案者がだれかちょっとわからないので、内容的にちょっと質問したい部分があります。一つは民間活用ということで、議会事務局の充実を民間活用でやるということなのですが、これは今でも一部アウトソーシングということで委託されているわけなのですが、具体的にはどういうふうに、民間活用で充実させるということかというと、どういうふうな中身として考えているのか、提案されているところでお聞きしたいと思います。

松野豊委員長 提案されたところは、民主・市民クラブさんと流政会さんと社民党さんと、あとは議会運営委員会の議会改革項目に入っていたものです。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 民間活用ということで私どもが考えている部分というのは、例えば議会報なんかで、市民の目線ではなくて、議員の目線で今発行されていると思います。そういった部分を、市民の方にも一緒に参加していただくことによって、より市民にわかりやすい議会報の編集ができればいいなということで、そういう方たちを有償ボランティア的な部分で何とか集めることによって、開かれた議会が構築できるのではないかなというような考えです。あと、酒井さんのほうで、もし補足があれば。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私は、次のときにあれするのかなと思っていたので余り詳しくは言わなかったのですが、実際問題、市長は市長1人に対して1,000人いるわけですよ。議員は、会派はございますけれども、やはり1人。それから事務局が大体10名ぐらいということで、監視とチェック、あるいは条例提案、そうする場合も、やはりその中でやっていかなければいけない。そういう問題が実際問題は、流山市議会でも条例が1年間で1つ。1つ出すのはすばらしいと言われていたけれども、そんな問題ではないと思うのです。どんどんやっていかなければいけないと。その限られた中で、先ほど大学と提携してというようなこともございましたけれども、こころの問題を、いろいろな方法があると思いますけれども、ある程度民間を活用して、そこら辺を補完するような形、これでやっていったほうがさらに高まるのではないかなということで、私は、流政会では提案してい

ます。実際問題、政策提案、条例提案につきましても、今の現状では、執行部の担当者にいろいろ聞いてやっていかなければいけないのですよ、実際は。だから、そこら辺も今の現状を踏まえてやっていく必要があるかなということのうちの方では提案しています。

松野豊委員長 それでは、田中人実委員。

田中人実委員 今藤井さんと、それから戸部さんの民間活用のあり方がちょっと違うなと思う。市民の目線を入れて何かをつくり上げていくということは大事なことだと思うのですが、その活用の仕方はいろいろあるわけで、例えばその議会基本条例にこうしてきょうも傍聴で多くの方来てもらっていますけれども、その人たちの提言をインターネットで吸収するのもそうでしょうし、それから今度は議員が研究していくのに、政策提言していくのに、その民間活力をというのですけれども、では自分たち振り返ったら、年4回の議会で一般質問欠かさずやっているのかと。まずそこから。そういう条例提案と言う前に、やっぱり政策提言でしょう、一般質問というのは、市長に対して、執行権を持っている。それをちょっと今しゃべっているのだけれども、それをそういう体制が、全部議会が総力を挙げて、議員の権利をきちっと行使して、市長と対峙してやっているという風土の中でさらに研究したいのだと。だから、予算も足りない、人も足りないというのであればそういう発想にいても私は構わないと思いますけれども、まず自分でやることですよ、議員が。何から何まで。市民との対話も一般質問も、汗をかいて一生懸命やることですよ。それ以外に議員の資質あるいは議員の評価は、市民はしてくれません。幾ら自分たちは正しいと言っても、まちに出て行って対話をしたらば、10人が10人、そのとおりですねとは絶対言ってくれませんから。それを日々対話しながら理解してもらうしか議員の評価というのはあり得ないと私は思うので、民間活力のあり方というのは慎重にしたほうがいいと思います。

松野豊委員長 ちょっと順番でいいですか。

戸部委員。

戸部源房委員 議会基本条例というのは、これは今の一定レベルの中でとどめておくということではないのです。将来的にこういう目標をやって、行政との監視とチェック、あるいは提案等々をどういうふうに望んでいくか、そういう目標も掲げてやっていかないと、これは一からやれといっても、これはやっている人、やっていない人おりますけれども、これは権利として十分それは自覚してやってもらいたいと。将来的に、私はより行政との緊張関係、あるいは議会として権能をきちっとやるためには、私は今の体制では不十分だから、そういう形も検討してこられたほうがいいのではないかとこのこと言ったわけです。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私もこの議会事務局の件ですけれども、二代表制という中でも、とらえ方によってはいい悪いはあると思うのですが、今はそういう中であるわけですから、やはり私たち今議会基本条例策定に向けて努力しているその理由は、やっぱり議会は一体何やっているのだ、仕事の内容

にしても、活動にしても、すべて能力にしても問われている状況の中で、今一生懸命見直している、頑張っているという段階だと思うのです。そのために条例に取り組んでいるわけですから、この事務局の調査とか、あるいは専門的知識を持った法令なら法令の職員の、私たちが力がないからですけれども、やっぱり現在ではそういう担当職の人を入れるとか、それを考えると、やっぱり入れておく必要があるのではないかと思うわけです。

それで、三重県と今は栗山町だけの比較で言うと、栗山町のほうはなかなか難しいということで解説もついております。三重県のほうがまだはっきりと内容的に理解できるような書き方がされているというふうに私は思いますけれども、この辺の文言については考えるとして、入れる入れないについては、私はやはりそういう力がないと、おかりしないと、私自身もそれだけの能力は持っておりませんので、必要ではないかというふうに考えます。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私のほうで民間活用の中身、どう考えているのということで質問させていただいて、2者からあったのですけれども、田中さんが言うように、確かに民間活用といっても、いろいろ考えていることは違っているので、その具体的な中身については慎重に考えなくてはいけないと思いますけれども、私自身はやっぱり議会事務局の体制の強化というのは必要だというふうに思います。

今の議会に求められていることは2つあると思うのだけれども、一つは住民に開かれた議会だということですよ。それともう一つは、政策立案能力を高めて、本来の立法機関としての役割はどう議会が発揮するかということの2つが今議会で求められていることだと思うのですけれども、やはり政策立案能力、これはただ単に条例の提案ということではなくて、一般質問を含めてですけれども、やっぱり高めていくという点で、個々の議員が努力をする、それからそこには、その点では政党なんかの役割が非常に大きな役割を持っているのですけれども、それだけではなくて、議会全体としてレベルを上げていくという意味で、法務担当だとか、調査をもっと進めていくための体制強化をやっぱり議会としては主張し続けていく必要があるのだらうというふうに思います。

それと、この週末に自治体問題研究所の自治体学校というのがあって、それで大阪で、生駒市というところの市長さん話を聞いたのですけれども、市長さんの立場からいっても、議会としてやっぱり政策立案能力を高めてほしい。そのためにも、市長の立場からだけれども、議会事務局の体制強化は必要だというふうに考えているというふうなことをおっしゃっていましたので、二元代表制という形がきちっとなる上では、議会事務局の体制強化はどうしても必要なのだというふうに思います。

松野豊委員長 では、酒井委員。

酒井睦夫委員 政策立案能力とか、条例をつくと盛んに意見が出ているのですけれども、この条例の中に、例えば年間1本議員提案で、会派ごとに条例を提案するとか、1人1本提案をするとか、何か一つの、1人1本はしんどいかもしれませんけれども、そういう一つのターゲットを、目標を

与えて、みんなが条例をつくるというふうにすると、もうこれは相談するのは事務局になるわけですから、事務局、人が足りないという、すぐ想像がつくのですけれども、今はそういう具体的なものがなくて、足りない足りないといっても、行政のほうみんな人を減らしているのに、議会事務局だけ増やすのかという話にもなってくるので、そういう今のような具体的なアクションプランを出せば、もうこれは足りないなというのはわかるのではないかと。

そこで草間さん、この議会条例でも、自治基本条例でもいいのですけれども、そういう条例の中に、議員発議で条例を年間1本提案することを目標にするとか、会派ごとでもいいですよ。あるいは在職中でもいいのですけれども、そういう議員発議の目標を掲げているようなことは聞かれたことありませんでしょうか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 私が見させていただいている条例の中には、そういった書き方はございません。例えば1本とか明記するのはございません。議員の役割として、条例の制定というのは、この前の会津若松市議会ですか、の議会基本条例の中でそれが出てまいりましたけれども、1本とかより、そういうゴールとか目標というのは、先ほどのやつで御案内させていただいた福島町議会の議員評価の中には、自分の目標として議員提案条例1本上げるとか、そういうのはあるのですけれども、あとは会派のマニフェストとか、御自分の公約の中ではあるのでしょうかけれども、条例の中では私は拝見させていただいたことはございません。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 先ほど民間活力については意見申し上げましたけれども、その議会事務局の体制強化というのは私も必要だと思います。思うのだけれども、法制担当をあと1人入れろというその根拠が何なのだからちょっとお聞きしたいのです。今吉原さんがいるでしょう、法制担当で。個人的にも会派でも相談しながらやっていますけれども、それ以上、今現状の私たちの勉強のレベルで、もう一人必要だというふうな切実なあれは持っていませんけれども。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 これは象徴的に言ったわけです。それで、法制担当を1名強化したいというのは、事務局の強化の象徴的に言ったわけです。それで、将来的には一人では足りず、活発になってくれば、それは当然増えてこざるを得ない。で、これは事務局の法制担当も含めて強化をお願いしたいという意味で使ったわけです。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 だからそのところが、今酒井さんおっしゃったように、執行部も人を減らしているのですよね、どんどん、どんどんね。そこで事務局を増やせと言って、そういうふうには書き込めないでしょうけれども、体制の強化ということだけでしょうけれども、現実問題、人事権の問題についても市長にあるわけですね。その辺がどういふふうを考えているのか、ちょっとお聞きしたい

のです。

松野豊委員長 参加できる。では、ちょっと待ってください。藤井副委員長。

藤井俊行委員 確かに田中委員がおっしゃるように、厳しい財政状況の中で、事務局だけ正職員を増やしていくということは非常に厳しいかと思うのです。そこで、私たちも提案していますように、流政会さんも提案しているところとすり合わせていくにはアウトソーシングをしていく、民間の活力ある力を導入していく。例えば経験がある方たち、法制をやってきた方たちが定年退職で地域に帰ってきて、そういう人たちを巻き込んで、一緒になって議会の提案等もサポートしていただく、あるいは先ほど草間さんが言っていたように、大学の研究所等と提携することによって、人件費1人分以下の金額でもさまざまな情報というのを提供していただく期間というのがあるわけです。今の流山市議会のレベルではなくて、今後流山市議会がどのように発展的に市民に対してよくなっていくかということを考えて、そういう部分ではアウトソーシングで絶対に外部の知識というのは必要だと思いますので、そういったものはどんどん積極的に取り入れていく方向性を見出ししていくということがこの条例の中にも盛り込んでいくべきだと考えていますが。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 だから、人を増やすとか、民間活力を活用することを否定しているのではないですけども、私はね。全然否定しているのではなくて、事務局も忙しくなっていますよね。では、いろんな意味で人が足りないという場合に民間活力を使う、あるいは人を増やす、そういう発想の前に、議員が自分でできることはやれば仕事は減るわけですよね。何を言いたいかというと、例えば議会報だって、全部議員がやっているところもあるでしょう。そういう発想になっていくのです。自分たちがやらなければならないこと、やればできることをやらないで、人を増やせ、予算をつけなければだめだと。まず自分たちでやれることはやって、それでなおかつ大変なところは人を増やせというのであれば、市長も、あるいは市民も納得するかもしれませんけれども、調査することが多い、政策提言もしなければならない、だから民間から知恵をかりて、あるいは人を増やしてという発想自体が、市民から見れば、議員は一生懸命議会改革やっているのだと思い込んでいますけれども、私たちは。市民から見れば、何をやっているのだと。予算つけて、人つけて、そういうふうに見る人だっていますよ、それは。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 実際問題、これは議員の仕事量と、それから事務局の人員というのは決まっておるわけですよね。決まってくるわけ。これは、こういうことを目指していきますよと。我々も努力しますよと。これは、この前4名減らしたわけだから、28名になって、それぞれ厳しくなった、議員も。それぞれ質も高めてほしいということで一生懸命やっていると思うのだけね。それ以上にやっていくためには、やはり議員として、市民に対してちゃんと監視とチェック、あるいは条例提案、政策提言ができるかと、こういうものにかかわってくる。それで、今の現状の中でそれを言っても、

やっぱりきつい面があるのだね。だから、将来の目標としてこういうことを掲げて、こういうふう
にやっていきましょうよと。そのためにはこういう人数が必要ですよということで持っていけない
と、向上心がなくなってくるのだよな。それは、個々に言いますよ。あんた、議員何やっているの
だと。私議員仲間でも言いますけれども、そうではなくて、やっぱりお互いに切磋琢磨して、質を
上げるとともに、将来の目標に向かってやっていくと。そういう形では、私は人事権の問題なり、
あるいは人数なり、これはある程度検討していいのではないかと。

これは、はっきり言いますけれども、市長は1,000名いるわけですよ。私は柏市議会で、ある
企画部長に会いましたら、戸部さんなんかだめだよと、市長の後ろには一千何百名いるのだ、何言
ったってだめだよと。そういうのが現実ですよ。私はきちんと一般質問もやって、きちんと政策提
言もやっていますよ。しかし、やっぱりその差があるのです。そこら辺をしっかりととらえて、こ
れを埋めていかないと、これはいつになっても隔離するばかりだと。私はそういうふうに思うので、
自らは頑張るとともに、将来の目標として、議会としてはこうあるべきだと。その姿に基づいて、
やはり人とか、あるいは民間活用ですね、これを考えていくべきだと。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 この件について、やはりこれは今やっている話は来年の予算要望の話ではないですよ。

これは、議会基本条例の案文に入れるか入れないかの話なので、やっぱり将来目標に向かっ
てこうしたいのだということを入れないと、条例として成り立たないと私は思うのです。だから、
多少片目つぶるような話もあるかもしれないけれども、これ全員が二重丸という項目はそうはない
と私は思うのです。ただ、将来的に物を考えれば入れておくべきだと。さらに言えば、今まで議会
事務局が、これでよかったのだという発想が、今どうなのかなというふうな形に変わってきている
のだよね。やっぱりいろんな事務局負担、それから議員の負担もあるでしょうけれども、将来的に
やはり充実していかなければ対応できないだろうということで、今ここに項目いっぱい並んでいま
すけれども、法令に触れない表現の仕方を取り組んで、案をつくるべきではないかと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私もこの議論はそろそろ終息したほうがいいと思うのですけれども、事務局体制の充
実強化については、これは皆さんのところで一致しているところなので、具体的に細かな点まで含
めてどう書き込むかというところでは議論があると思いますけれども、それは専門家、あるいはそ
の骨子をつくる中で、もう一步議論をしていけばいいのかなというふうに思います。

それと、先ほどの議論の中で、いわゆる議員としてもやるべきことをやるというふうなことで、
議会報についての話が出たので、私もやっぱり議会報は議員が編集すべきだということは、私も考
えています。そういう面の事業と、事務局のやっている部分の見直しも含めて、充実強化の問題は
議論、具体的にも検討していく必要があるというふうに思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 具体的にどう書き込むかでまた議論になると思いますけれども、このことについては入れたほうがいいと思います。

それで、議員がやるべき仕事でさらに踏み込んで言えば、委員長報告等も全部事務局に書いてもらっているわけです。それだって自分らでやれば、事務局の仕事は大幅に減ります。その辺まで自分の議員の役割というものを徹底的に、市民のためというのであれば、議会のことの中で、それはわかりませんよ、市民の方は。わからない中で、これだけ仕事しているのだということをまずやってからですよ。そこまでの覚悟があって初めて改革というのはできるので、そこは違う話だということであれば、何のための人員あるいは予算をつけていくのかということ、そういう発想で私は言っているのです。それは後で具体的に議論していけばいいと思いますけれども。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 今この議論を聞いていて、私は先ほど申し上げたとおり、今現在議員、立派な人もたくさんいますけれども、私個人はまだまだ勉強不足だということを申し上げながら、事務局のお力なり、法務関係の機能の充実とかもやるためには必要だと、教えてもらうために必要だと、その途上に今いるのだなという感じはしているのです。だけれども、今話ししていると、議員って一体何なのという場合に、一番は何をすることが議員の仕事なのと、ちょっと今思ったのね。やっぱり執行部に対してさまざまな条例なり政策提案があって、そこをチェックをまずするという機能が大事なことではないかと思うのです。これは何やった、何つくった、何上げたという、その評価だけ、成果だけを問うのが一番いいことなのか。何が一番、やっぱりそこら辺も原点にして考えていかないと。それで、例えば執行部の裏には1,000人いると言うけれども、それでも削減されている。それで、事務局要求できないというのではなくて、だからこそ事務局の充実をして図ってほしいと願うのが、私は前向きな姿勢だというふうに思います。ちょっと逆戻りみたいな発言ですけども、やっぱり議員は、議会は何が一番やるべきなのかということです。そこに原点を置いておかないと。

松野豊委員長 ありがとうございます。

済みません、私のコーディネーターというか、進行の仕方が悪かったのかもしれませんが、要するに大項目として議会、議会事務局の体制と整備の強化の項目について、細かい文言は別として、入れるかどうかというところの議論が本来本質の議論だと思います。真ん中に入っている民間活用とか、法令専門職1名追加というのは、その前の段階で議会運営委員会で議会改革について議論していたものであるとか、当初この特別委員会が立ち上がった段階で、皆さんから議会基本条例に入れた項目、入れたほうがいいと思う項目出してくださいということで出したものを集約したものですので、当然勉強会、集中講座をやったり、こうやって特別委員会でそれぞれが、かみしもを脱いでという表現が適切かどうかわかりませんが、自由に討議を議員同士がして、お互い高まっていく中で、議論が生きているというか、動いていっていますので、いろいろその当時の考えていたことと今皆さんが考えていること、あるいは勉強して、知識を新たに身につけたこと等々含めて、若干真

ん中の部分は、以前に出したものですから、ここの詳細はまた皆さんからも出ていたように、骨子をつくる段階で少し議論を深めるとして、とりあえず議会と議会事務局の体制、これは議会事務局だけではないのですよね。議会とというふうに出ています、議会・議会事務局の体制整備と強化ということについては、項目としては入れるということで皆さんの御見解というか、御了承ということでもよろしいでしょうか。

今とてもいい議論ができたと思っているのですが、田中人実委員から出た議員ができること、もう一度今の現状を見直して、例えば委員長報告の原稿であったり、議会報を議員自身が全部編集すべきということについては非常に大切なことだと思いますが、ここの16番のこの議論というよりも、ちょっとまた別のところで、この議会基本条例をつくる過程の中で、では議員にできることと、あるいは高橋委員がおっしゃっているように、できないこともあると思うのです。では、現状の中で、我々議員がやっていなくて、でもこれ議員ができるよねということについては、少しまた別途時間をとって議論というか、項目を出しながら、ではこれはできるよねとか、これはできないよねと。もっと言うと、例えば議会報は議員は編集できるよねとなったところで、我々のこの特別委員会には、議会報を各個人議員で編集すべきであるということを決する権利はないわけですから、議会報編集特別委員会があるので、こちらからそういう意味では要望を上げるとかということも含めて、一度また別途、とてもいい議論かと思しますので、別途時間をとりたいと思います。

きょうのところは、きょうは議会基本条例の要するに項目に盛り込むか盛り込まないかの議論です、16番は盛り込むということで整理をさせていただきたいというふうに思います。16番についてはよろしいでしょうか、以上で。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは17番、政策の調査研究のための機関ということで、議会及び会派による政策提案、条例提案をサポートする体制の強化、客員調査員、これは専門的知見ということかと思いますが、の導入というものを盛り込んだほうがいいのではないかという御意見です。会議規則第159条、議員の派遣という部分と、それから自治法でいくと自治法第100条の第12項、調査のための議員派遣、それから法第100条の2、専門的知見の活用ということになっております。この件、御意見いかがでございましょうか。何かあわせて話し合ったような気がする、確かに。

戸部委員。

戸部源房委員 私16と17が関連しているので、16は16で。ところが乾さんから質問が出たので、今若干その点も踏み込んでやったわけですね。だから、17番の場合は、一緒にやはり事務局の強化ということで、監視とチェックと条例提案ですね、それから政策提言ということで、こちら辺は何らかのサポートが必要かなということで、含めて考えたほうがいいのではないかなと、そういうふうに私は思いますけれども。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 この17の項目、大きな項目、客員調査員というのは出していないのですけれども、大きな項目そのものは私たちは出しました。議会事務局の、こういうふうにあってほしいという私たちの思いの中では、いろんな実務的なことがすごく多いのだけれども、実務的なことはいろいろ、先ほどからも出ているような、要するに本来議員がやるべきことはやる、議員がやって、それで政策にかかわる問題や調査にかかわることで、やっぱり議会事務局が援助をしてくれるだとか、そういうところの議会事務局の役割を果たしていただければ、非常に私たちも、もちろん党派としても、政党としてもやっているわけですが、さらにいろんな提案が、議論が、政策提言ができるのではないかなという、そういう思いで政策の調査研究のための機関ということで出しました。ただ、これもやはり事務局だけではなくて、専門的知見の活用という問題もありますので、そういう面が、議員の側からするとやっぱりそういう機能を強めていってほしいなというふうに思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 だから、16の中の一つに入れるか、関連していますよ、非常に。だから、その客員制度を入れるという、どういうふうになるか私もわかりませんが、実際もう専門的知見を活用してこういうふうになっているわけですから、何か重要課題があるときとか、そういうときに入れるとか、詳しいことはそこで書けばいいと思うのですけれども、取り入れていけばいいと思いますけれども。

松野豊委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、17番も盛り込むということで整理をしたいと思いますので、場合によっては16番とあわせて、骨子をつくるときにはちょっとあわせた形になるかもしれませんが、17番も盛り込むということで整理をしたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

会議を始めてちょうど1時間半たちますので、18番に入る前に休憩をしたいと思います。それでは、11時10分まで休憩をしたいと思います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

松野豊委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

項目18番、文書質問でございます。会期中または閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等への文書質問の担保と。参考事例としては、伊賀市議会基本条例第8条、議員と市長など執行機関の関係というところであります。条例に盛り込むのか盛り込まないのか、盛り込むとすればなぜそれが必要なのかも含めて御議論をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 18番の文書質問については、私のほうで提案をしました。伊賀市の議会基本条例の中に盛り込まれているのですけれども、今、年4回定例会ありますけれども、私たちはその場で質問するわけですけれども、行政に質問したいことというか、というのは、もう時を選ばすですので、重要な問題があった場合などについてやはり閉会中も文書で質問できるような、そういう制度があれば、本会議での一般質問や何かをもっと政策議論ができるのではないかというふうに思って提案をしました。

ちなみに、伊賀市議会のほうでは、これが議員の口ききを記録するためのものというふうな位置づけがされているみたいなので、なぜそういう位置づけがされているのか僕もよくわからないのですけれども、そういう位置づけがされているというふうに聞いています。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 では、提案している乾さんにお聞きしますけれども、その口きき云々というのはちょっとよくわからないので、それは余り関心ないのですけれども、具体的にどのような形でやるのだからちょっとイメージがわからないので、その文書質問の内容だとか、それからどういう形でやるのだとかというのを、ちょっと具体的に説明していただけますか。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私も具体的に見たものではないので、ただ私のイメージとしてあるのは、国会議員が持っている質問趣意書という、ありますよね。省庁に対して質問項目上げて、それに対して議員に回答するという形で、一般質問のような中身で質問をして、それに対して文書で回答するということが、国会では質問趣意書というのが制度としてありますので、そういうものが地方議会でもあれば、数字的なものの抑えとか何かはもう本会議でする必要がなくなってしまいますし、もっと突っ込んだ議論ができるかなというふうに思ったものですから。ちょっと答えにならないかもしれませんがすけれども。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 今までも、例えば閉会中に大きな問題が起きたり事故とかあった場合は、やられている会派、やられていない会派あると思うのですけれども、市長に直接面会して、会派として、要望書みたいな形で文書で出したりはしていたと思うのですよね。それをきちっと議会での質問という、議会中の議員の発言と、質問と同じように位置づけてやるということですか。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 今乾さんのほうから国会を例にしてお話しして、各省庁に聞きたいことを結局は質問、私的に出して、それで回答をもらうということになるかと思うのですけれども。知るというかね。そうすると、私たち今、日常的に、例えば今の後期高齢者医療制度の細かな内容なんかについて、独自で担当課に行って、申しわけない、忙しいところ、こういう点について教えてください、勉強させてください、あるいはどこかに研修会行くために必要な資料のこともありますよね。流山市の実態とか、今の議会改革についてもそうだけれども。そういうお話をやらなければならない、あるいは知って説明しなければならないようなときには、各担当課に行って、部でも行って、そこでその場で教えていただいて、それを自分のものにして発表するなり、市民に説明するなりでやっているわけだから、その辺についてはそれと同じようなことなのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 さっき田中さんがおっしゃったように、要するに議会の質問と同じということ、それは文書でのやりとりをするということなのです。だから、それぞれの部署に行ってヒアリングするということとは全く違う中身になり、議会の権能というか、チェック機能の一つとして文書質問で、それで当局からの回答という。ちょっと当局嫌がるかもしれませんが、そういうのがチェック機能を高めるという意味での制度として出てきているのではないかなと。ちょっと私はなぜこういうのが出てきているのかよくわからないので、その辺は後で言ってもらえばいいと思います。多摩市議会でも文書質問については検討しているというふうなことを言っていました。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行委員 乾委員のほうから最初説明があった段階で、多分乾さんが思っている文書による質問によって、文書によって証拠として返ってくるというのが乾さんの考えだと思うのですが、ほかの市議会等で多分やっている部分で、議員に対するどぶ板的な要望についても文書でもらって、それを文書で回答することによって、おかしな口ききを防止するのかなというのが今ふと思ったのですけれども、草間さんのほうで、何かその辺で詳しい情報をお持ちでしたら、ちょっと御説明をしていただければと思うのですけれども。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 この伊賀市の場合の、解説にも透明性を図るということで、文書による回答を求めるとするということに書いてあるのですけれども、実はこれ二面性ございまして、1つは委員御指摘のとおり、これは首長との緊張関係をつくるために、議員の方々が閉会中においても質問を文書でして、文書で返していただくということを議長を通して自由に行うことができるということで、チェック機能を増すという機能が一つございます。もう一つにつきましては、いわゆる御議論いただいている口ききということでございまして、流山市ではないと思うのですけれども、大きな大都市でございましてね。県議会、この前もどこかの県議で、教員とかの問題ございましたけれども、ま

た政令市等では、1人の議員の方が国会議員並みの政治活動をされている方もございまして、そういう方に対して、例えば地政調の現在の副会長である片山前鳥取県知事などは、その文書による質問をやることによって、議員がどのようなことを言ってきたかというのを執行部も把握して、それを公開すると。その公開制によって、口ききのようなものがなくなるのではないかという御議論もいただいております。これは、文書によって議員からもらって、それを文書で返すという、これは徹底するということによって、それを防止するというのも一つの議論としてございます。

また、往々にして議員の方々が、固有の規定がなくても、執行部の方に聞きたいことを聞くというのは、これは常習化というか、普通にやられていることだとは思いますが、それを全議員の方に公平にそういう機会を与えるということで、その文書による質問をやられているという議会もでございます。その2点ですね。チェック機能を高めるということと、まずその議会と、その執行部の職員との接触についての公開を行うということで、この二面性において、この文書による質問の議論というのは行われているのが実情でございます。

以上です。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 実際問題は、決算とか予算案とかでございますよね。あれは官とか公である程度勉強しないと、やっぱり議員も対応できないのですよね。国会なんか、その下の段まで見せますよね。そういう意味で、いろいろな重要な問題でも、例えばもう一度突っ込んで聞かないと、やはりあらわさないというのが現在の執行部体制です。自分たちに不利になるだろうと。ですから、私そういう意味でも、決算、予算をどうするかという形、別としても、やはり一般質問やる場合、あるいは疑問点を感じた場合、きちっとその部分まで押さえるためには、きちんと議員がその質問をして、文書で返してもらい、こういうことが必要だろうというふうに思います。前、うちのほうの自治会でも、文書で交わさなかった場合、言った言わないで、大体行政の方は3年で交代しますから、わからないのだよね。それでほとんどためにされている。あるいはそういう議論も全然わからないというような状況もあるので、これはそういう意味でもうちょっと、その事業に対してもうちょっと突っ込んだ意味で、あるいは政策的な論議に高める意味でもこれは必要だろうというふうに思います。これは国会でも、そういう質問によっていろいろな事象が曝露して進展したということもございまして、これはぜひとも議員の権利としてきちっと位置づけたほうがいいだろうと、私はそういうふうに思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 通年議会というテーマがありまして、そのことから考えると、この閉会中でも文書質問するというのは、チェック機能を高めるということで必要だと思います。ただ、私はその内容が問題で、例えば口ききということが、いわゆる不正行為に当たるのも口ききだということなんです、私の認識はね。地域要望はいいわけですよ。あるいは市民の方の個別的な案件だっていっぱいあり

ますよ、枝を切ってくれとか、側溝を直してくれとか。そういうたぐいのものではなくて、その閉会中に重要な、例えば国の方針が変わって、市も変わるとか、そういうことについての質問と。それから、議員個人ではなくて、やはり会派として議長を通して出すほうが、具体的にはこれから検討ですけれども、そういうふうなルール化を図ってやる分には大いに結構ではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私もこの文書質問に注目をしたのは、議会のチェック機能をどう果たすかという意味で有効ではないかというふうに思います。その伊賀市等で議論された口ききの問題については、今法令遵守条例とかコンプライアンス条例だとか、そういうのが結構各地で、執行部側で提案してきたりしているのですけれども、そういう議論の中に、俎上にのせるものにしていったほうがいいのかなというふうな、私はそういうふうに考えています。

松野豊委員長 具体的な中身は、やはり骨子案ができたときに議論かと思いますが、一応ちょっと画面には出しましたけれども、伊賀市議会さんの第8条を出しました。それで、草間研究員からも今二面性があるというお話もありましたが、この(3)が乾委員の今回18番の項目で提案していただいている内容に近いものかなと。それで、その下の(4)がまさに口きき防止的な要素のものだと思います。当初議会としては、これは両方入れるのか、片方でいいよということなのかについては、骨子案ができ上がってきた中で、また皆さんと、市民の方の御意見も聞きながら、意見交換会で御意見も聞きながら、また中身については議論していくということで、文書質問については条例に盛り込む方向で検討するというので整理をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ありがとうございます。

項目の19番にいきます。その他となっていますが、一覧表の真ん中の部分を読んでいただければと思いますが、会議規則で定めている定例会の回数及び議会の組織、会議に関する基本的事項を会議規則から切り離して議会基本条例に盛り込む。会議規則は、一般的な会議運営に関することを規定するように改正すると。参考としては横須賀市議会の会議条例ということですが、これは……乾さん、ではちょっと補足で説明いただいてもいいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 この項目なのですけれども、先日話をさせていただいた加藤さんの本の中にも出ていますけれども、議会条例というところを設置しているところが結構ある。流山市議会は、会議の一番中心の規則というと会議規則が中心で、そのもとに委員会条例があるのですけれども、そうではなくて、議会条例というのがあるって、そのもとに会議規則があるというふうに。法律の体系は法律、条例、規則というふうになりますよね。その体系に合わせてやっているところも、市もあるのですね、中には。それで、加藤さんもこの前の講演の中では出ませんでした、ちょっと一部紹介

ありましたけれども、そういう法令の流れ、法律、条例、規則という、そういう流れにやっぱりしていく必要があるのではないかということをおっしゃられていて、そこで横須賀市議会が会議条例というのをつくって、その条例、規則の上下関係を整理をしたということを紹介されております。ですから、私もせっかく議会基本条例ということで、基本条例というふうにやるのだったら、議会運営の基本条例だけではなくて、そういう議会に関する基本的な条項も盛り込んで、会議規則との関係も整理をしたらどうかということで提案をいたしました。

松野豊委員長 これは、例えばこの前7月11日の勉強会の中で、京丹後市議会の議長さんがちょっと御案内していただきましたけれども、京丹後市議会の場合は議会基本条例を策定して、それとは別に、ここにちょっと資料が、その当日の資料がくっついていたと思うのですけれども、京丹後市議会基本条例運用基準みたいなものを設けて、そこで細かいところは決めていくということもされているというお話も出ていましたけれども、それとも近い話というか、全く一緒ではないと思いますけれども、横須賀市議会は会議条例があって、規則ということですが、つまりその条例があって、細かい規則的なものとかは別に設けるか、あるいは規則的なものも条例に含めてしまうかという議論ということでもいいですか。議会基本条例に、要するに規則まで入れてしまうのか、それとも別に設けて。

乾委員。

乾紳一郎委員 要するに、議会の議席数が幾つだとか、議会の開催にかかわる招集がだれだとかというところは、そういうことは会議規則に入っているのです。そういうものを基本条例のほうに持って行ってしまって、会議規則は本当に議会を運営する、本会議を運営するための規則に変えてしまったらどうなのというのが提案の趣旨で、私もあの後、学生時代法律を勉強してきたので、要するに憲法があって、法律があって、条例があって、規則があってという、そういう流れと、この地方議会のほうがちょっと逆転をしているので、そこは整理するというのは、こういう考え方は理解できるので、せっかくの機会だからどうだろうということで提案したということです。

松野豊委員長 要議論ということでもいいのですよね。どちらかという、この項目に関しては、盛り込むか盛り込まないかという議論よりも、議会基本条例の全体のあり方というか、ということで議論みたいな形でいいのでしょうか。

それでは、御意見いかがでしょうか。ここは、だからきょう結論出るかどうかという問題もあるのですけれども、一つは、例えば京丹後市議会の大同議長のお話の中で、7月11日の集中講座であったのは、条例にしてしまうと議決事件になって、議会で、本会議で毎回議決をしなければいけないので、細かい内容、規則的なものについては、要するに議会基本条例の中に盛り込むことについては大枠で決めておいて、細かい、今乾さんがおっしゃったような議員の人数……議員の人数はこれには、議会運用基準には京丹後には出ていませんけれども、ちょっと具体的に話したほうがいいのか。例えばまほろば、議会報のこととか、議会報には議員数を掲載するということであると

か、細かいことは運用基準という形で、議会運営委員会でフリーディスカッションをしながら、毎回毎回その時代に即してというか、議論しながらちょこちょこ変えていこうと。その運用基準というのが恐らく規則に近いものだと思うのですけれども、ここは臨機応変に変えられるようにしよう。基本条例自体は少し大枠のものにとどめておこうという、京丹後の場合はですけれども、方針だったようでも、我々当市議会はその辺をどうするかということと、もう一つは、もうちょっと多分具体、骨子案ができてからもしかすると議論したほうがいいことなのかもしれないのですけれども、この項目は入れようとか、この項目は規則でいいとか、この項目は運用基準でいいとかの仕分けをしながら考えていったほうがいいのかなということなのかなと思いますが、皆さん御意見いかがでしょうか。現時点で、恐らく余り突っ込んだところまでできないような気がしますけれども、その骨子案が上がってきてからではないと、この辺のことはなかなか難しいかなと思いますが。

これは、では骨子案が上がってきてから、その都度皆さんで、これは基本条例に入れようとか、これは規則で定めようとか、あるいは余り盛り込むべき、盛り込みたい条項だけにとらわれずに、議会提要、今ある議会規則もちょっとひとときながら、この規則の中、今要するに会議規則に入っているけれども、これは会議規則ではなくて、議会基本条例の中に入れようということの議論は、ちょっと骨子案をつくる段階ですということ整理させていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、もうちょっと具体的になってきてから議論したいと思います。19番はちょっと保留とさせていただきます。

20番に入りたいと思います。市民と議会の関係ということで、市民の参加（説明責任）、市民との連携、請願、陳情の位置、政策提案の拡大、会議規則132条から138条、請願、陳情の部分ですが、こちらいかがでしょうか。盛り込むか盛り込まないか、盛り込むとすればなぜそれが必要なのかということを含めて御意見いただければと思います。

酒井委員。

酒井睦夫委員 よく市民主権という言葉が使われますけれども、市民主権という立場で、これをぜひ盛り込んでいただきたいというふうに思います。

もうちょっと細かい話になってしまうと別途検討なのでしょうけれども、例えばここ特別委員会は9名の議員でやっていますけれども、ここに、将来の話ですけれども、2人ぐらい市民が入って一緒に議論したらどうなりますかと。それで、裁判官が今度裁判員制度で、もう全く知らない国民が、そういうプロの裁判官と一緒にやるようになるわけですね、来年から。だから、本会議の中で市民が入っていくというのは難しいにしても、特別委員会のようなこういう委員会であれば、市民が2人ぐらい入って議論しても場合によってはありかなという、将来の形としてはね。そういうことも検討したほうがいいのではないかなというふうに私は思います。この中にどういうふう書き込

むかというのはともかくとして、問題提起だけしておきたいと思います。

それから、こういう特別委員会は、平日ではなくて、土日によってみると。場所も南流山センターとか、北部公民館とか、そういうところでやって、市民の方がうんと傍聴しやすいように配慮してみる、その中に、こういうメンバーに入れなくても、傍聴した市民の方も発言できるようなチャンスが与えられれば、本当に市民参加という形になってくるのではないかというようなことで、この議会運営の特別委員会の中でぜひそれを考えて、実施できるものがあればその中で取り上げて、この夏以降、秋以降に実現していただければいいのではないかというふうに思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 市民に対する説明責任、それから市民とともにまちづくりを考えていくと。これは、今後ぜひとも考えていかなければいけないだろうと。これは、説明責任につきましては、この前議論でもございましたように、市民報告会というのがありましたね。議会報告会。そういう問題も関連するかなと。それから、市民との連帯ということで、請願とか陳情ございますよね。うちのほうの例を申し上げますと、うちのほうでは、八木地区自治体連合会ということで、常に地区の問題を毎月検討しているわけです。重要な問題があると、代議員大会を行って皆さんで協議して、その後要望を出すのか、陳情を出すのか、これは私も参加していますけれども、そういう形できちっと出していると。あるいは今個人的でございますけれども、私の議会報告もその場で行っているというのが現状なのです。ですから、そういう意味では、今の現状はそういう形できちんとはなっていませんけれども、請願、陳情についても市民の一つのあらわれでございますから、そこら辺をきっちりとうたってやられたほうがいいと。今回の議会基本条例というのは、市民に開かれた議会、これが大きなテーマだと思います。それから、先ほど言いましたように、流山市をどうするのかと。これは政策ですよね。これを市民とともに作り上げていくという形が必要かと思っておりますので、精細については議論するとして、この問題はぜひとも大きく取り上げていただきたいなというふうに思います。

松野豊委員長 では、田中人実委員。

田中人実委員 私もこれは盛り込んだほうがいいと思います。それで、市民の参加（説明責任）と書いてありますけれども、説明は大事だと思うのです。ただ、説明しても、それで納得、説得ではありませんから、説明ですから、当然それで異を唱えて、納得していただけない人も当然いて、それはしょうがないことだと思いますけれども、説明はすべきだろうと思います。

それと、先ほど酒井さんから、この特別委員会の中に市民を入れると。それは、ちょっと現実的に無理だと思うのです。ただ、後段言われたこの特別委員会が、例えば土日どこかに出かけて行って、そこで市民の意見も聞くと。それは非常に重要な意見だと思っています。それで、シンポジウムのときにそういう形になると思うのですけれども、時間がない中で、自分たちの意見をまとめて、今度シンポジウム等で意見を聞いて、修正できるものは修正できるというふうにしていくの

でしょうけれども、その早い段階でそういうことが試みできれば、それはそれで、時間がないがゆえに、市民の意見を聞くという場を持ったほうがいいのではないかなと。貴重な御提言だと思えます。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私も盛り込むべき事項ということで掲げてまいりました。それで、市民と議会との関係ということでいうと、議会あるいは議員の責任として、市民との関係をやはり重視しながら活動をしていくのが、これは当然だと思うわけです。説明責任も当然必要だというふうに考えると、盛り込むべきだというふうに考えています。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私たちのこの議会基本条例のテーマの大きな一つでもありますので、具体的にどういう中身をそこに付与していくかということは、これまで出てきたいろんな制度についてのやつもありますので、そういうものを集合しながら、きちっと書き込んでいくべきだというふうに思います。出前議会という議論もありますでしょうし、出前委員会とかというね、具体的にはいろいろあると思いますけれども、議会と市民参加をどう考えていくのかというのが大きなテーマです。

松野豊委員長 田中美恵子委員。

田中美恵子委員 私は大いにやるべきだと思います。そして、私は若い人たちのパワーが欲しいのです。それで、若いお母さんたち、子どもたちが学校に行った後の、その余った時間のときにそういうのをやってもらったら結構集まってくるのではないかなと思うのです。少し市政に関しても、若い人たちの意見というのはどんどん取り入れていくべきだと思うので、そういうときはやはりそういう時間が必要ではないかなと思います。それで、土日というのはやはり集まりが少ないのではないかなと思いますけれども。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤寛委員 皆さんが盛り込むべきだという話でほぼまとまっていると思いますが、方法については、これから煮詰めていただければと思います。

松野豊委員長 また骨子案のときに具体的なものは出しますが、恐らく土日議会まで入れるか、出前議会まで入れるかというところがまさに骨子案で、条例にそこまで盛り込むのかどうかというのは、また改めて議論したいと思います。ちなみに、これも伊賀市議会ですけれども、伊賀市議会にも市民と議会の関係というのが、画面に出していますが、ありまして、第6条で設定して、議会は市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならないという形で表現をしていて、恐らく細かいことは議会運用基準的なもので決めているのかなというふうに思いますが、またこれは条例の骨子案をつくるときに、また御議論いただければということで、基本的には盛り込むということで整理をさせていただいてよろしいですか。

田中委員。

田中人実委員 それでいいのですが、確認したいのは、この今やっている特別委員会を、できれば早い段階で、そういうのを試みにやったらどうかということですので、それも、きょう結論出なくていいのですけれども、検討していただければと。

松野豊委員長 では、時間があと15分ありますので、これこのまま多分わかりましたで受けていると、ずるずる流れていってしまうと思うので、きょうある程度議論したほうがいいと思うのですが、御意見いかがでしょうか。例えばどういうやつかということ、ただ現実的に言えば、次回が8月……次回と次々回が一応決まって、あさってですね、7月31日が回りの開催日で決定しています。31日はちなみに木曜日ですけども。それから8月、もう2日決定してまして、18日の9時半から12時、それから21日の9時半から12時と。前回この日程を決めさせていただくときに、余り土日というのは考えずに、平日で皆さんと日程調整していましたが、もうほとんど皆さんの予定が合う日がなかったというのが現実ですけども、ここにこうすれすれ入ったというのが現実でしたけれども、この辺も含めて、要するに7月31日と8月18日と21日は、決定していますが、これも別に予定を組みかえるのは全然、皆さんの合意があればよろしいと思っていますけれども、いかがでしょうか、御意見。

もう一つは、10月4日にもシンポジウムがあります。これはただシンポジウムですから、パネルディスカッション中心ですし、恐らくシンポジウムで参加いただいた市民の方にアンケートをとるというような形での双方向の企画はできると思いますが、あるいはこの前、以前から議論いただいているパネラーの中に1人市民の代表の方を入れるという形では議論はできますが、いわゆる我々議員と市民が、先ほど酒井さんがおっしゃっているような、会話をして、交流をしようやるといふ意味では、意見交換会のほうが近いのかなというふうに思っています。ちなみに意見交換会は10月25日の土曜日、それから11月15日の土曜日に、それぞれ南流山センターと北部公民館で予定しております。このあたり、皆さんの御意見を伺いたいと思いますが。

戸部委員。

戸部源房委員 市民参加というのは、やはり議会の報告会、あるいは新政会のときにやりましたよね。それからその後に主要なテーマを述べて、議会報告をやって、その後市民との意見交換会ということをやったのです。それで、これからはどういう形にしる、議会でどういったことをやったのか、そういう報告をやって、その後の意見交換会が大事なわけですよ。市民とのね。その中で、議会にやってきたことの評価も含めて、あるいは市民からの提案も受けて、今後陳情で出すのか、あるいは請願で出すのか、あるいはまた一般質問をやるのか、どういうふうにやっていくのかということが大事だと思うのです、私は。そういう意味では、先ほど田中さんが提案なされた意見、これに関しては特別委員会も、これ東西南北に分かれてやりますよね、意見交換会ね。これはうちのほうの議会基本条例の原案をまず述べて、それでそれに対するいろいろな意見を聞くということですよ。

松野豊委員長 今議論したいのは、田中人実委員から御提案があった次回あるいは次々回というか、

次回と限定しなくてもいいのですが、要するにシンポジウムよりも前の段階で、8月、9月の段階で今やっているこの特別委員会を土曜日あるいは日曜日、あるいは夜間に設定をして、どこか出て行って、それも場所も南流山センターなのか、生涯学習センターなのか、どこかに出て行ってやるということを検討したらいいのではないかと御提案をいただいたので、それをやるかやらないかの議論をしたい。

戸部源房委員 いや、私はそこら辺は非常に無理だなと。それで、私は基本的に市民参加をやるのだとしたら、その東西南北の中できちんとやっていったほうがいいのではないかと。意見交換会だと。これは、ただ聞くということだけだったら、これは討論にならないわけだよ。うちのほうがある程度基本路線を決めて、原案を決めて、その上で沿っていろんな意見を聞くというような形でしたら前進はしますけれどもね。私はそういう形でやっていったほうがいいのではないかなと。シンポジウムのときも、質問時間がある程度とって、いろいろ聞くということも必要だと思います。私は東西南北、そこでやったほうがいいのではないかなということです。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私は今回の特別委員会は、最初の1回目から傍聴していらっしゃる方がいらっしゃいますので、土曜とか日曜ではなくて、この委員会の中で区切りがつくでしょう、もう少しで。構成要素を議論して、それで骨子をつくっていくのだけれども、そのタイミングですっと継続して傍聴していらっしゃるの、やっぱり傍聴している側からの問題提起をさせていただいて、それを踏まえてまた議論をするということをやってもいいのではないかなと。広げた意味で、その休日や土日ということは、それはちょっと難しいと思いますが、それはこれまでの予定でしていたように、10月に素案を発表した後ということでもいいと思うのですけれども、今の時点で言えば、この委員会はその可能性があると思いますので、それはやったらいいのではないかというふうに思います。

松野豊委員長 事務局にちょっと確認したいのですけれども、傍聴者の方から意見を聞くのは、委員長の許可があればいいのでしょうか。法律とか条例とか規則上問題ないのですね。議事整理権でできるのですか。わかりました。

伊藤委員。

伊藤貴委員 今乾委員からも出ましたけれども、やはりせっかくスムーズに流れてきて、もう少しが節目ではないかなというふうに思いますので、その辺まで日程どおり進めていただければと思います。土日の話も決して悪いわけではないのですけれども、現実問題として大変だと思いますので、とりあえず土日はやらなくてもいいのではないかというふうに思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 まず最初に、酒井委員がおっしゃったのは、この特別委員会の中に市民を2人でも加えて議論をしてもいいのではないかと言ったと思うのです。そのことは、今ここの中にメンバーとして入れるということは私は無理だというふうに考えます。ということは、一緒に議会が一丸と

なってつくっていこうという中で、ただし今乾さんも言ったような、伊藤さんも言っているように、市民の方が傍聴されているので、機会を委員長権限で与えていただいて、そしてきょうの議論の中で、特にもう少しこういう提起が、もっといいアイデアを持っているとかってあるから、やっぱりその点は議長の権限でやってもよろしいのではないかと、少しの時間をとってね。これは賛成できると思います。

それと、出ていっての意見交換会、これは日程どおり予定されているので、その場を多く活用していただくという方向で、これ以上日程を追加して行って新たにやるということは、これだけではないのです。非常に厳しいと思います。

以上です。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 皆さんそのような御意見なので、やむを得ないですね。ただ、委員会のあり方として、議会基本条例だけではなくて、今後議会は原則公開ということでやってはいるのですが、ここの4階に来るということ自体が、なかなか市民の皆さんからすると、議会何やっているのだろう、のぞきたいなと思っても、どうも垣根が高いようで、こちらから出ていってそういう開催するというのも今後検討していただければ、それで結構です。

松野豊委員長 では、まとめます。ただ、一つは意見交換会ということで、当初10月と11月15日に、まさにこれが出前議会だというふうに私は思っておりますけれども、そういう試みをしているので、全くしていないわけではないので、誤解のなきようお願いしたいと思います。

ただ、今田中人実委員から御提案のあった、恐らく8月、9月の、次回あるいは次々回の特別委員会、この議会基本条例特別委員会を土日あるいは夜間に開催するということは、一つは7月31日、それから8月18日、8月21日で一たん日程を皆さんで、それぞれの議員さんお忙しい中で、皆さんで日程を合わせたらば、この時間しか合わなかったということもあって、少しその8月、9月で、前倒して出前議会的なものをするのはちょっと難しいであろうというのが、ほぼ皆さんの見解であったのではないかなと思っております。決してその出前議会をするのが嫌だということではないと思います。それは、繰り返しになりますが、10月、11月の意見交換会でも、出前議会を既に予定をしているわけですから、その辺は御理解をいただきたいと思います。

それともう一つの整理としては、乾委員から御提案のあった次回、あさってになりますが、7月31日もしくは8月18日まで少しかかるかもしれませんが、というのは、きょう項目のナンバー20まで整理ができましたが、あと21番から28番まで残していますので、ちなみにきょうは議論がいい意味で白熱しましたので、5項目しか進めていないのです。恐らく次回の21番なんかも最高規範性ということですので、かなり皆さん御意見があろうかと思うのですが、うまくスムーズにいけば、次回、7月31日、少し議論がいい意味で交流すると8月18日までかかると思いますが、いずれにしても、一たんこの議論に区切りがついた時点で、傍聴いただいている市民の方から御意見

をいただくと。御意見を今まで、第1回目から傍聴をずっと欠かさずしていただいている方もいらっしゃるし、あるいはきょう初めて傍聴いただいている方もいらっしゃるが、その時点、開催時点で傍聴していただいた方々に少し感想、御意見を含めて伺うということについてはよろしいでしょうか、皆さん。御了承いただいて。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 事務局にちょっと確認をしたいのですが、常任委員会等の意見陳述では休憩を行って流山市議会の場合は意見陳述を聞いています。他の市議会等を聞くと、休憩を行わないで、そのまま常任委員会で市民の方が意見陳述を行っているという実例もあるようなのですが、今回の特別委員会等では、市民の方から意見をいただいた場合、それを休憩ではなくて、特別委員会の議事録に残るような形というのは、とることというのは可能なのでしょうか。

松野豊委員長 倉田次長。

倉田議会事務局次長 それはあくまでも運用上ですので、委員長あるいは委員会の中の判断で、休憩にするか、あるいはそのまま会議継続かを諮っていただければよろしいかと思えます。

松野豊委員長 では、それは休憩にするのか、まあ休憩にしなくていいと思えますけれども、議事録に残す形でいいと思えますが、それはその直前に皆さんにまたお諮りすることによってよろしいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 意見をお聞きするというのもあるし、それだけではなくて、議論ができれば、それはなぜですかとかと問いかけたりとか、あるいはこちら側の議論に対して発言してもらったりというので、そういう意味でやっていくと、そうするともう休会するとかなんとかという話にはならないので、そういう運用をしていただければと思えます。

松野豊委員長 それでは、よろしいでしょうか。済みません、12時になりましたのできょうはこれで終わりたいと思えますが、(3)の今後のスケジュールの確認なのですが、先ほど来申し上げていますように、次回はあさって7月31日です。その次が盆明けの8月18日、9時半から12時…

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、そこは御欠席いただいて。それから、8月21日の9時半から12時です。実は画面上に、ちょっとちっちゃくて、見づらくて恐縮なのですが、条例案のたたき台を当初の予定では9月4日前後に出す予定になっております。ですから、ちょっとこのペースでいくと、次回で全部終われば、8月18日と21日と、1回の開催が2時間半ですから、あと5時間残っているの、そこで骨子案のところ少し入っていけばいいと思えますが、正直ちょっともう1回かもう2回ぐらい増やさないと、いわゆる条例案のたたき台を上げるところまではちょっと難しいかなと思っております。

きょうはもう時間来ていますので、あさって、31日の特別委員会で少し皆さんの御予定聞きながら、いずれにしても、もう10月4日のシンポジウムを中止するというのは厳しい、要するにその招聘する方々に依頼をしてしまっていますので、条例案のたたき台ができなかったから、10月4日、シンポジウムを延期しますとか中止しますということではできませんので、少しその辺も踏まえて、9月の遅くても中旬ぐらいには、条例案のたたき台ができていないとシンポジウムが難しいということになりますので、それについても明後日、あさっての、次回の特別委員会で皆さんと協議をしたいと思います。

その他何かございませんでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 最初にも言いましたけれども、アンケートについて、できれば今スケジュール入っていないので、そのどこまでにとということではなくて、とにかくアンケートで市民の議会に対するいろんな考え方を聞くということを作業として入れていきたいというふうに思いますので、それは検討してください。

松野豊委員長 では、それは次回の議題にちょっと含めさせていただきます。そのアンケートを、要するにどのタイミングでするかということも含めて、かなり今その全体のスケジュールがタイトになってきていますので、これをどのタイミングで入れていくのか、やるのかやらないのかも含めて、次回のアジェンダ、議題に追加をしたいと思いますので、ちょっと事務局のほうもチェックをお願いしてください。

田中人実委員。

田中人実委員 時間足らないのであれば、どこか1日、朝から夕方までやると。そうしないと無理ですよ、これ。

松野豊委員長 それも含めまして、明後日、皆さんの日程合わせもしたいと思いますので、手帳もお願いいただけるよう御協力をお願いします。

ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、以上をもちまして議会基本条例策定特別委員会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午後 零時03分